

近隣住民の皆さんへ

「守る会」主催の工事協定書学習会を開催  
弁護士が語る大事なチェックポイント  
工事協定書の個別交渉には応じない  
②旗・ノボリは有効な対抗手段  
③住民による工事の監視と資料（証拠）が大切

2013年10月13日 「王禅寺・上麻生の住環境を守る会」事務局

### 業者の「努力」義務を示しているだけで、法的な効力はない協定書

10月1日、畑谷嘉弘弁護士（川崎北合同法律事務所所長）を講師に招き、工事協定書の学習会を開催しました。そこで明らかになった荒川建設の「工事協定書（案）」の問題点とは……。

大前提として「工事施工業者（丙）」が入っていない工事協定書など意味がない。

現実的には紳士協定であり、業者側の「努力」義務を示したもの。（第1条）

「原則として」の規定をとり、「例外」を明確にすることが大切。（第3条）

（作業時間および休日）は「原則として、午前8時より午後6時迄とする」になっているが、これでは「但し、前後30分間は、準備作業、後片付け時間とする」などによって実質延長されがちになる。

昼休み時間、通学時間帯の工事車両の走行禁止などの規定を入れるなどする。

作業要領の「通知」を厳密にさせる（第4条）。安全・災害防止対策については、どんな機械を入れるのか、作業を行うのかを正確に把握する。（第5条）

騒音計・振動計を設置させ、資料をもらう。これは「本工事に起因する」損害が発生した場合、証拠として非常に大事。被害の「立証責任」を企業側にしないと弁償はされない。（第6条・8条）

「事前調査」は業者でなくても自分で写真などを撮っておけばよい。（第8条）

住民側から具体的に何を明確にするかは、別紙の資料（「荒川建設の工事協定書案は、ここがおかしい」）に赤字でチェックを入れましたので、参考にしてください。

### 個人でなく「守る会」の団結した力で交渉を

納得いくまで工事説明会を継続し、工事被害を可能な限り軽減させ、かつ、被害補償を確約させる住民側工事協定書案をつきつけて粘り強く交渉すること、その中で法的効力のある「契約書」にしていけるかどうか、ということです。それまで個別交渉には応じないことを参加者一同で確認しました。今後守る会では、広く内外にアピールしていく活動を強める事、その一環としてホームページを開設しました。また、ノボリも新調しようと検討していますが、みなさんのご意見をお寄せ下さい。新しい事務局メンバーも募集しています。よろしくご協力をお願いします。

王禅寺・上麻生の住環境を守る会のホームページ

<http://ouzenjikamiasou.mine.nu/>

みなさんのご意見をお寄せ下さい